平成２６年（フ）第７９号
埼玉県越谷市南越谷５丁目16番地18　墨水南越谷マンション304号
債務者　東　　好夫
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
埼玉県児玉郡美里町南十条506番地６
債務者　野沢　智行
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３７５号
愛知県一宮市富士１丁目４番２号
債務者　後藤　信平
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４５０号
愛知県刈谷市沖野町１丁目１番地７　シャトレＡ棟102号、前住所愛知県刈谷市新栄町２丁目14番地　刈谷中央マンション505号
債務者　小瀬古秀明
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
熊本市北区清水新地３丁目１番30号　ハイツマナティーＢ―203、前住所広島県廿日市市深江３丁目13番17号　Ａ202
債務者　村上　僚子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７３号
熊本市中央区大江１丁目25番31号　キャッスルマンション513号
債務者　藤川　美晴
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
熊本市東区長嶺東６丁目27番25―202号　アルカディアヒルズＤ
債務者　木原　貴治
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
北海道稚内市宗谷岬10番13号
債務者　台丸谷俊文
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第８号
千葉県山武市松尾町祝田112番地１　Ｄ棟
債務者　神田　裕美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
神奈川県座間市相模が丘２丁目24番23号　エスポワールＡ203号
債務者　高嶋　秀吉
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４号
相模原市緑区根小屋1586番地３　ユイハイツ102号
債務者　加藤　泰世（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２６号
相模原市緑区東橋本１丁目７番12号　ライオンズマンション橋本第２―105号
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７号
相模原市南区下溝998番地　エクセレント鳩川２―202
債務者　磯谷　友朗
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４号
相模原市緑区三ケ木925番地４
債務者　福川　和樹
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５号
相模原市緑区三ケ木925番地４
債務者　福川　裕子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８号
相模原市中央区中央６丁目13番12―303号
債務者　北條久美子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１号
新潟県燕市南６丁目８番４号　レオネクストひかり207号、前住所新潟県新潟市北区太夫浜新町１丁目25番32号
債務者　鈴木　直幸
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
新潟地方裁判所三条支部